

令和3年9月30日

生徒、保護者の皆様

東京都立竹台高等学校長

古屋 久男

緊急事態宣言解除に伴う教育活動について

日頃から本校の教育活動について、御理解御協力いただき、ありがとうございます。

10月1日からの緊急事態宣言解除に従い、東京都教育委員会から出された指示を踏まえ、10月4日以降の教育活動について連絡いたします。

なお、10月1日から24日までは、「リバウンド防止措置期間」であり、引き続きの御理解御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 時差登校を継続しつつ、6時間（1コマ50分間・時間割どおり）登校での授業を行います。飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施します。引き続き制限が生じる場合があることを御理解ください。
- 2 毎日の健康観察、検温は必ず継続してください。（Classi等での記録・報告を忘れずに行うこと。）登校時、校舎に入る前に再確認と手指消毒を継続します。
- 3 部活動は、都の方針「週5日以内（週2日は休養日とし、土日連続は不可）、平日2時間程度、週休日3時間程度」を遵守した範囲で、顧問の指示の下で行います。可能な限りの感染症対策を講じてでも生徒の安全確保ができない場合は、実施できません。また、大会等参加にあたり、厳重な健康観察と保護者同意が必要であることに、変わりはありません。
- 4 校外での学校行事等は、都内のみ可能です。合宿等の宿泊を伴うものは実施できません。年間行事予定に鑑み、詳細はその都度連絡します。

以下に特に生徒諸君に徹底したい内容をまとめました。御家庭での御協力もよろしくお願いします。

- ①マスクは不織布のものを着用し、鼻口を覆うように正しく着用し、外したままでの会話をしないこと。
- ②校内で食事を摂る際には、「自席で黙食」を徹底すること。机や教室を移動したりしないこと。マスクは食事の直前に外し、終了後すぐに着用すること。
- ③授業後は速やかに下校すること。生徒同士の会食やカラオケはしないこと。
- ④基本的な感染症対策を継続し、人込みや混雑をできるだけ避けること。

【問合せ先】 東京都立竹台高等学校 副校長 池田 美穂

電話番号 03-3891-1515